

平成23年4月12日

各位

会社名 株式会社日本レップ
代表者名 代表取締役社長 若林要
(コード番号: 8992 東証マザーズ)
問合せ先 フィナンシャルコントローラー 橋本 充生
(TEL. 03-6910-3300)

当社株式の監理銘柄（確認中）指定の解除と公表措置及び改善報告書の徴求に関するお知らせ

当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）より、本日、当社株式の監理銘柄（確認中）への指定を平成23年4月13日付で解除する旨の通知を受領するとともに、公表措置がとられ改善報告書の提出を求められましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄（確認中）指定の解除について

当社は、平成22年10月15日（金）、支配株主であるマッコーリー・グッドマン・ジャパン・ピーティーイーエルティディー（非上場）（以下「公開買付者」という。）が実施する当社株式の公開買付け（以下「本公開買付け」という。）が終了した後の株主総会において、（1）当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、（2）当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び（3）当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付すること（結果として金銭交付となる予定）が付議される予定である旨を発表（以下「本公開買付け発表」という。）しました。上記（1）から（3）までの議案が承認可決された場合には、当社株式は上場廃止となることから、東証は、当該発表をもって、当社株式について上場廃止となるおそれがあると認め、監理銘柄（確認中）に指定しました。

本日、当社は、当社を公開買付者の完全子会社とする手続き（以下「本件完全子会社化手続」という。）を実施しないこと及び本件完全子会社化手続のための上記（1）から（3）までの議案に係る株主総会を招集しないことを決定（以下「本件不実施決定」という。）した旨を発表しました。当該発表により、当社が当社株式の全部を取得する場合には該当しないことが確認され、上場廃止となるおそれがないと判断されたことから、東証は、当社株式について、監理銘柄（確認中）指定を解除することとなりました。

2. 公表措置及び改善報告書の提出について

当社は、平成22年10月15日（金）開催の取締役会において、本公開買付けについて、賛同の意を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議し、本公開買付け発表において、本公開買付けは、本件完全子会社化手続を企図して行われたものであり、当社が公開買付者の完全子会社となった場合には、当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものである旨を発表していましたが、本日、平成23年4月12日（火）開催の取締役会において、本件不実施決定を行った旨を発表しました。

その内容は、公開買付者は、本公開買付けに応募された株券等の数、対象者及び一定の対象者の少数株主の皆様との間の協議の結果等に鑑み、訴訟等を提起されるなどの法的リスクが、公開買付者にとって認容可能なレベルにあるとの判断に至らなかったことから、完全子会社化手続を実施しないとの決定に至ったことを受け、当社も、公開買付者が行った当該決定を踏まえて本件不実施決定を行ったことです。

しかしながら、訴訟等を提起されるなどの法的リスクが、公開買付者にとって認容可能なレベルにあるとの判断に至らなかった場合に本件完全子会社化手続が実施されない可能性があることは、本公開買付け発表において十分に開示していないとの指摘を受けました。

以上のとおり、当社が、かかる点について十分な開示を欠いたまま、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議し開示したことは、少数株主の利益保護の観点から配慮を欠くものであり、支配株主が当社に対して行う公開買付けに関し投資判断上重要と認められる情報について、必要かつ十分な適時開示を行っているとはいえないとの指摘を受けました。また、今回の件は当社が支配株主との重要な取引等について開示を行う体制の不備に起因するものであるから、支配株主との重要な取引に係る遵守事項を定めた有価証券上場規程第508条第1項2号に違反したことから公表措置がとられ、同規程502条第1項第2号の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求められたものです。

この度の公表措置及び改善報告書の徴求を受けたことにつき、株主及び投資家の皆様、関係者の皆様には、多大なるご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当社の支配株主との重要な取引についての開示の体制につき、改善をはかってまいりますので、何卒引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上